

令和元年度
第3回甲府市地方卸売市場運営協議会議録

日 時 令和2年1月24日（金曜日）午前10時から11時40分

場 所 甲府市地方卸売市場管理事務所 2階会議室

出席者 遠藤久史委員、鶴田一郎委員、仙洞田寿委員、羽中田勝由委員、
遠藤一郎委員、神宮司健男委員、日向勝男委員、中川直明委員、
有野義人委員、前嶋健佐委員、清水仁委員、小澤浩委員、渡邊敏文委員
萩原爲仁委員、森澤清子委員、小林文子委員、佐野善臣委員

以上17名

欠席者 内田賢一委員、川崎靖委員

以上2名

事務局 伊藤市場経営室長、芦澤経営管理課長、以下市場経営室係長3名

次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事

議題

- (1) 甲府市地方卸売市場業務条例の改正について
- (2) その他

【議長】

議題(1)甲府市地方卸売市場業務条例の改正について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

「甲府市地方卸売市場業務条例の改正について」説明

— 要旨 —

- ①条例改正の理由については、市場法改正とそれに伴い県条例が廃止されたことにより、公設市場として、公正かつ安定的に業務を運営するため、取引参加者への不当な差別的取り扱いの禁止及び卸売業務の許可並びに売買取引の条件や公表等、公正かつ透明を旨とする遵守事項を定めるための一部改正を行う。
- ②これまでの経過については、市場関係者とアンケートを含め16回の協議を行った。

③前回の運営協議会では、大枠のみを条例で定め、詳細については規則で明記することとしたが、市の法制部局と協議の上、規制や義務など相手方を制限するものについては、条例で定めることとした。

④条例改正の概要については、市場関係者の関係性を維持し、市場秩序を守ることに
より、今後も市場機能が適切に発揮し、市場の活性化に資すると考えることから、概
ね現行の条例を踏襲することとした。

⑤条例案の議会上程は、3月議会に上程する。

⑥詳細については、【資料1】【資料2】に沿って説明。

【議長】

ありがとうございました。説明のありました内容につきまして、委員の皆さまのご意見をお伺いいたします。

【委員】

今回の条例改正における、メリット、デメリットを教えてください。

【事務局】

メリットについては市場法の改正により、市が卸売業務の認可等を行うことにより
今まで以上に市場関係者と緊密な関係を築くことができ、市場を活性化させる形での
話し合いが濃厚にできるものと考えています。

デメリットとすれば、取引ルールを自分たちで決めることになるので、自己責任が大
きくなると考えています。

【委員】

先ほどの説明の中で、「インターネットの利用その他の方法」という文言が法律には
無いのになぜ条例に定めがあるのですか。

【事務局】

卸売市場施行規則に定めがあります。

【委員】

先ほど、県条例が廃止になるとの説明があったが、市場の認定は県が何の条例等に基
づいて行うのですか。

【事務局】

山梨県卸売市場法事務実施要領に基づき認定します。

【委員】

法施行日の6月21日までに認定を受ければ、地方卸売市場として引き続きやっていけるということによろしいのですか。

【事務局】

お見込みのとおりです。また、国からの補助金については、地方卸売市場の認定を受けることにより交付の対象となります。

【委員】

中核市の移行に伴い、県から権限移譲されたということですか。

【事務局】

卸売市場法の改正によるものです。

【委員】

その他の取引ルールの件に関して、受託拒否の禁止、直荷引きについて原則禁止との説明があったが、今回の条例改正は柔軟な取引が可能という話を聞いています。

全国的にも、原則禁止というところは少ないと思われませんが、この柔軟な取引が可能の理由を教えてください。

【事務局】

東京都などは、本当に自由に何をやってもいいよという感じで、施設の使用許可だけ出す、こんなルールに変わっています。

私どもにそこまでできるかという、現状では難しいところがあります。

市といたしましては、原則禁止を踏襲させていただく中で、条例の中の但し書きで柔軟な取引が可能と考えています。

【議長】

それでは、質疑等一巡したと思います。

只今、委員の皆様から貴重なご意見ご質問等を出していただきましたけれども、特に修正が必要な箇所等はないということによろしいでしょうか。

よければ、これ以降の作業の中で市の法制部局との確認作業、それから県への申請書提出の中での確認作業等で、修正等出るかと思いますが、その点は事務局の方はどのように考えていますか。

【事務局】

認定事項、要件等について、県若しくは国へ、確認を取っているところであります。それらのことが固まって3月の議会に上程をさせて頂いて、その後条例案が可決になった後に、今度は市場関係者の方々に対して、この条例がどのように変更になったかを、もう一度説明をさせていただく機会を設けたいと考えています。

時期的には、議会が終わるのが3月の下旬ですので、時間的なものを考えますと年度が改まった早い時期に行いたいと考えています。

【委員】

本市場は公設市場として適正に機能するように、市もちゃんとやりますと受け取りました。また、会議資料として丁寧な、流れがわかるような資料がいただければ、委員の皆さんももう少しわかるかと思えます。外に出してもいいような、誰が見てもいいような資料を皆さんにお渡ししていただければと思います。

【事務局】

具体的に今後どうなってくるという資料を簡単にまとめた物をお示しさせていただきます。

公設市場として、公共性を担保していくことが重要であると考えております。その辺りは理解していただきたいと思えます。

【委員】

市場法の改正が行われるというなかで、基本的なメリットとして、市場の安定的な運営ができるというのがメリットであると思えます。また、全国の市場の取扱が減少している状況で、市場関係者である私たちのことを考えての法改正であったと感じられて初めて市場が活性化していくと思えます。

又、市場関係者が少なくとも最低限の理解ができるように、理解をもってこの席に着けるように事前に資料を配布する等の配慮をしていただきたいと思います。

【事務局】

いま委員がおっしゃるように、これから法が変わります。

その中で開設者として、責任が非常に重くなってくると痛感しています。

今まで以上に、市場の役割として生鮮食料品を安定供給していくため、市場運営をしていかなければならないと考えております。

【委員】

貴重なご意見を賜りまして本当にありがとうございます。このご意見を3月の甲府

市議会の、予算委員会でしっかり精査しまして、それを本会議で決議するというスケジュールになると思います。先ほど委員さんからもありましたけども、非常に難しい内容でもございますので、ぜひ市場の方は市議の方にも丁寧に説明をさせていただいて、しっかり納得できた上での議論をしていただきたいと思います。そして6月21日施行できるようによろしくお願い申し上げます。

【委員】

第三者販売の禁止とか、直荷引きの原則禁止とか、あるいは商物一致の原則などが、昔からあったけれども、これを今度の改正で変えていくことができました。これは画期的なことであって、その縛られた問題が今度は緩和されて、市場の運営が活性化されていくための、今回の市場ごとに取引ルール、できるルールができました。

このチャンスを逃してはいけない、これが一番大事だと思います。

卸の方々も仲卸の方々も買参の方々も、お互いにこの時代になりますから、当時の市場の開設時と違いますから、いろいろなメリット、デメリットがあることは事実であると思いますけども、例えば卸さんのメリットがあるけど、デメリットもある、仲卸さんにもメリットもあるけどデメリットもある、ここをうまく運営していくのが、この運営協議会だと思います。

市場というのは、目的ばかりで作っては駄目です、手段をやって、どうやって目的から手段に変えていくか、それが市場の活性化だと言ってきたのですが、今回このような状況になって大変嬉しく思っております。

今出た意見をしっかりと捉えながらも、議場の方でしっかりと審議させていただいて、市場が活性化されていきますことを望みます。

【議長】

市場関係者の方に年度明け以降ご説明する資料を作られると思います。その際には、運営協議会の委員さんにも、その資料を郵送していただければと思いますが、その資料には、具体的な例を挙げて分かりやすいものをつけていただければ、理解が進むと思います。運営協議会に関わって、条例改正について、各委員さんにもわかる資料をぜひお願いしたいと思います。

今回のように今までの法律とか条例とか政令に関わっていた部分を、この改正の条例案の中に全部盛り込むことになると思います。それで今まで法律、政省令の中に隠れていた部分が全部ここで露わになってきます。

今後は市の管理のもとに置かれる格好になりますので、協議会の中で意見をだしていただき条例改正をしていただければ、市場運営も変えることもできると思います。

管理の方が今度甲府市に移ったということですので、さらに一層また皆さんのご意見を反映しやすいような環境になっていくということだと思いますので、市場に参加

されて事業をされている方の皆様のご意見を、是非汲み取っていただいて、反映をさせて頂ければと思います。

それでは業務条例の改正について、冒頭に申し上げましたとおり、会議録をホームページに掲載するという事でよろしいでしょうか。この件につきましては以上といたしたいと思います。

議題(2)「その他」につきましてはご意見ございますか。

【事務局】

「経営戦略の今年度の進捗状況について」の報告

【議長】

その他何かございますか。

特にないようですので以上持ちまして議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

4. 閉会